信楽荘指定居宅サービス重要事項説明書

～　通所介護・通所型サービス（従前相当）　～

当事業者は介護保険の指定を受けています。
通　　所　　介　　護　（滋賀県指定　第 2571400031 号）
通所型サービス（従前相当）　（指定　　第 2571400031 号）

当事業者はご契約者に対して通所介護サービス、通所型サービス（現行相当）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１．施設経営法人

法　人　名	社会福祉法人　信楽福祉会
所　在　地	滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地
代表者氏名	理事長　岩永峯一

２．利用施設

○通所介護施設　介護予防通所介護

施設の名称	信楽荘デイサービスセンター
所　在　地	滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地
滋賀県知事指定番号 通　所　介　護 介護予防通所介護	2571400031　平成 11 年 12 月 3 日指定 2571400031　平成 18 年 4 月 1 日指定
施設管理者氏名	施設長　今井正弘
利用定員	20 名
開設年月日	平成 4 年 10 月 1 日
利用者相談担当	生活相談員　石本幸枝
電話番号	０７４８－８３－１３１３

３．利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	滋賀県知事の指定		利用定員	事業開始年月日
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設	平成 12 年 4 月 1 日	2571400031	40 名	平成 4 年 6 月 1 日
短期入所生活介護	平成 12 年 4 月 1 日	2571400031	10 名	平成 4 年 6 月 1 日
介護老人福祉施設 (ユニット型)	平成 25 年 10 月 15 日	2571400890	60 名	平成 25 年 10 月 16 日
認知症対応型共同生活介護	平成 25 年 10 月 15 日	2591400060	18 名	平成 25 年 10 月 16 日
居宅介護支援事業	平成 11 年 8 月 12 日	2571400031	－	平成 11 年 10 月 1 日

４．施設の目的と運営方針

1.施設の目的	介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
2.施設の方針	この施設では、利用者に対し心身の特性をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話を行うことで利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的精神的負担の軽減を計る。
3.身体拘束等について	この施設では通所介護サービス（予防を含む）の提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命および身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

５．営業日・営業時間および事業実施地域

	通　所　介　護	
	通常型	通所型サービス（従前相当）
営業日	月曜日から金曜日 但し年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)は 休み	月曜日から金曜日 但し年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)は 休み
受付時間	8：30～17：30	8：30～17：30
サービス 提供時間	8：45～16：45	8：45～16：45
通常の事業 の実施地域	甲賀市信楽町	
利用定員	20 名	

６．主な設備

○通所介護、通所型サービス（従前相当）

設備の種類	室　数	特　　色
食堂	1	利用者にあったテーブルを用意
機能訓練室	1	
一般浴室	1	
機械浴室	1	特殊浴槽 1 台

７．職員の配置状況

令和 8 年 10 月 1 日現在

	通所介護 通所型サービス（従前相当）		
	員数	専従	兼務
管理者	1		1
生活相談員	1	1	
介護支援専門員			
介護福祉士	3	3	
その他	4	1	3
看護職員	1	1	
機能訓練指導員	1		1
管理栄養士	2		2

８．職員の勤務体制

	通所介護、通所型サービス （従前相当）		通所介護、通所型サービス （従前相当）
生活指導員	８：３０～１７：３０	看護職員	８：３０～１７：３０
介護職員	８：３０～１７：３０	機能訓練 指導員	１３：００～１５：００

９．介護保険給付サービス

○通所介護（通常型）

	内　　容
1.排泄	基本的に排泄の自立を促すため､利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。（利用者の居宅での状況に応じます。）
2.入浴	利用者のケアプランに基づき､入浴サービスを実施します。
3.機能訓練	利用者の心身の状況に応じて 日常生活を営むのに必要な機能を回復し､またはその減退を防止するため看護職員等が訓練を行います
4.健康管理	看護職員によりバイタルチェックを行います。
5.生活相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。

介護給付サービス加算

入浴介助加算Ⅰ	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合に加算
中重度者ケア体制加算	介護度３・４・５の要介護者を受け入れる体制を構築し、サービスを行った場合
認知症加算	介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを行った場合
個別機能訓練加算Ⅰイ	機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行い、計画の進捗状況等の説明及び訓練内容の見直し等を行っている場合に加算
科学的介護推進体制加算Ⅰ	厚生労働省に心身の基本的な情報、加えて疾病等の情報を提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用することで、サービスの質の評価や効果的なサービスの展開につなげる場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が 70%以上配置されている場合に加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	職場環境の改善や介護職員の賃金改善が適切に行われている場合に加算

○通所型サービス（従前相当）（要支援認定、事業対象者の方）

基本内容	必要な日常生活上の支援及び機能訓練（※1）を提供する事により、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。 ※１集団的に行われるレクリエーション、創作活動等

介護給付サービス加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が 70%以上配置されている場合に加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	算定単位数の合計に 12.0%を乗じた単位数

※　利用料については、１５．信楽荘デイサービスセンター利用料金　に記載してあります。

１０．緊急時の対応方法

当事業所のサービス提供中にご利用者の病状に急変が生じた場合は、主治医、ご利用者に係る居宅介護支援事業者、ご家族等への連絡をいたします。

１１．苦情等申し立て窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら､当事業所利用者総合相談室（担当:石本／電話 0748－83－1313）までお気軽にご相談ください。
当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

滋賀県国民健康保険 団体連合会	滋賀県大津市中央４丁目５－９ 電話番号　０７７－５１０－６６０５ ＦＡＸ番号　０７７－５２２－２６２８
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県運営適正化委員会	滋賀県草津市笠山７丁目８－１３８ 電話番号　０７７－５６７－４１０７ ＦＡＸ番号　０７７－５６１－３０６１
甲賀市健康福祉部 介護保険課	甲賀市水口町水口６０５３ 電話番号　０７４８－６９－２１６４ ＦＡＸ番号　０７４８－６３－４０８５

※その他の市町村にお住まいの方は、お住まいの各市町村の介護保険課へご相談ください。

１２．提供するサービスの第三者評価の実施状況　　無し

１３．非常災害時の対策

災害時の対応	
防災訓練	年２回、非常災害を想定した避難訓練を利用者も参加して実施します。
防災設備	・スプリンクラー・自動火災報知器・誘導灯 ・防火扉・屋内消火栓・非常通報装置・消火器 ・非常災害時のための備蓄

１４．当施設ご利用の際にご留意いただく事項

健康診断書	初回利用時、利用者の健康状態を把握するため、健康診断書を主治医からいただきます。また、長期間の入院をされた場合も健康診断書をいただきます。健康診断書の費用は実費ですので医療機関にお支払いください。
来訪・面会	面会時間　９：００～１６：００ 面会時間以外でも、あらかじめご連絡いただければいつでも面会できます。
喫煙・飲酒	健康に支障のない範囲であれば特に制限はしておりません。喫煙は、必ず喫煙コーナーでお願いします。
居室・設備・ 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑等施設内での生活に支障をきたす場合、ご利用をお断りすることがあります。
宗教活動	施設内での他の利用者に対する執拗な勧誘等の宗教活動は禁止しております。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ・実習生の受け入れ	当荘では施設の社会化を図るためﾎﾞﾗﾝﾃｨｱや実習生の受け入れを積極的に行う方針で運営しておりますので、地域住民等の方の施設への出入りが頻繁にございます。利用者への迷惑にならないよう十分配慮しておりますのでご理解下さい。

１５．信楽荘デイサービスセンター利用料

介護保険が適用されるご利用者については、原則として提供した「厚生労働大臣及び市の定める基準額」の介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に応じた額をいただきます。

但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生労働大臣及び市の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

通所介護

１、基本料金 ※１日(７時間以上８時間未満)あたり１単位：10.27 円にて計算　　(円)

通　常　型				
		１割負担	２割負担	３割負担
基本	要介護　１	６７６	１，３５２	２，０２８
	要介護　２	７９８	１，５９６	２，３９４
	要介護　３	９２５	１，８４９	２，７７３
	要介護　４	１，０５１	２，１０２	３，１５２
	要介護　５	１，１７９	２，３５８	３，５３７
加算	入浴介助加算(一般浴・特浴)Ⅰ	４１	８２	１２３
	中重度者ケア体制加算	４７	９３	１３９
	認知症加算	６２	１２４	１８５
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	５８	１１５	１７３
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	４１	８２	１２３
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	２３	４５	６８
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	算定単位数の合計に 12.0%を乗じた単位数		

円

通所型サービス（従前相当）							
		１割負担	２割負担	３割負担	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		
					１割負担	２割負担	３割負担
基本	要支援　１	1,847	3,693	5,540	91	181	271
	要支援　２	3,719	7,438	11,157	181	362	543
科学的介護推進体制加算Ⅰ		41	82	123			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ		算定単位数の合計に 12.0%を乗じた単位数					

２、食費

食材料費＋調理費：　１回あたり　**８００円**

（当日身体状況の都合等により食事をされなかった場合もいただきます。）

３、時間延長

やむを得ない事情が発生した場合のみ延長を受入れます。原則として家族迎えとなります。

夕食が必要となった場合、別途(670 円)頂きます。

４、オムツ代
　基本的にご持参いただきますが、当事業所のものを使用した際下記の料金をいただきます。
　紙パッド　　３０円
　紙オムツ　１００円
　紙パンツ　１５０円
５、利用予定日の前日までに連絡なくキャンセルされた場合は、キャンセル料として５００円いただきます（介護予防は除く）。
６、レクレーション・行事
　レクレーションにかかる実費負担分
７、領収証再発行手数料　１通　１００円

＜お支払方法＞
お支払いは、現金払い・自動引落・口座振込のいずれかを選択できます。
毎月月末に締め切り、翌月15日までに請求通知をさせていただきますので、現金払い・口座振込を選択された方は請求金額を通知致しました月の20日までにお支払い下さい。また自動引落を選択された方は、毎月23日が引き落とし日となります。
（引落日が休日の場合は翌日の引落となります。）

本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

説明日　令和　　年　　月　　日

事業者

所在地　滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地

名　称　社会福祉法人　信楽福祉会

代表者　理事長　岩　永　峯　一

事業所

所在地　滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地

名　称　信楽荘デイサービスセンター

管理者　施設長　今　井　正　弘

説明者

所　属　信楽荘デイサービスセンター

氏　名　生活相談員　石　本　幸　枝　㊞

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

本　　人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　理　人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿